

(平成24年1月25日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 4 件

滋賀厚生年金 事案 1185

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 9 月 12 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、同資格喪失日は、21 年 10 月 20 日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和 19 年 9 月から 20 年 3 月までの期間は 35 円、同年 4 月から 21 年 9 月までの期間は 120 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 9 月 12 日から 21 年 3 月 31 日までの期間について、戦時加算該当船舶である A に乗船していたことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 9 月 12 日から 22 年 11 月 1 日まで
昭和 18 年頃、B 養成所を卒業してから C 社の A に乗船していた。終戦は D で迎え、その後、22 年 10 月頃まで、E の港で F 業務に携わっていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A に係る船員保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一の被保険者で、昭和 19 年 9 月 12 日に被保険者資格を取得し、20 年 4 月 1 日に標準報酬月額が変更され、資格喪失日欄が空欄になっている基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できるところ、申立人の供述及び同僚の証言から、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

また、申立人は、「申立期間について、C 社が所有する A に乗船し、A は、戦時中は G 船として、戦後は H 船として運行していた。A を下船して I 県に戻ったのは昭和 22 年 10 月頃で稻刈りの時期であった。」と主張しているところ、A に係る船員保険被保険者の資格が昭和 19 年 12 月 3 日から 21 年 2 月 25 日まで確認できる同僚は、「申立人とは戦時中から戦後の H 船となった期間まで一緒に乗船していた。私は申立人より先に下船した。」と証言してい

る。

さらに、H船としてAがJ港へ入港した上陸日について、K支部の資料によると、同僚が下船したと考えられる上陸日の次の同港への上陸日は昭和21年10月19日とされており、申立人が下船したとする時節に関する供述内容と符合している上、これより後にAがJ港へ入港した記録は確認できない。

加えて、申立期間当時はL事業所の管理下にあったC社のAに係る船員保険被保険者名簿を見ると、前記船員保険被保険者台帳に対応する申立人が記載されている被保険者名簿が2枚確認でき、最初の被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和19年9月12日と記載されており、その次の期間の名簿と推認できる2枚目の被保険者名簿については申立人を含む4人及び同名簿の次ページについては6人の資格喪失日の欄が空白となっていることが確認できるところ、そのうち、申立人以外の4人は21年4月1日に報酬月額に変更があった旨の記載が確認できる上、2枚目の被保険者名簿及びその次ページのうち、同日以降、最も早く資格を喪失している者の資格喪失日は、同年10月1日であり、当該者についても申立人と同様に同年4月1日の報酬月額変更の記載は無いことから、同年10月1日において、申立人が被保険者資格を有していたものと考えても不自然ではない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年9月12日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における船員保険被保険者の資格喪失日は、H船としてAがJ港へ入港した最後の上陸日（昭和21年10月19日）の翌日である21年10月20日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録から昭和19年9月から20年3月までの期間は35円、同年4月から21年9月までの期間は120円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和19年9月12日から21年3月31日までの期間については、戦時加算該当船舶名簿に船舶名が確認できるAに乗船していたことから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和21年10月21日から22年11月1日までの期間については、申立人が、引き続き船員としてAに乗船していたこと及び予備船員として雇入れされていたことが確認できる関連資料等は見当たらない上、申立人が挙げた同僚及び船員保険被保険者名簿に記載されている船員についても、その住所地を確認することができないことから、証言を得ることができず、申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和21年10月21日から22年11月1までの期間については、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和21年10月21日から22年11月1までの期間について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1186

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成19年5月を13万4,000円、同年6月から20年8月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年5月1日から20年9月1日まで

A社に平成19年4月21日から21年7月20日まで勤務していたが、申立期間について、給与明細書に記載されている厚生年金保険料とねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料が相違しているので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成19年5月は13万4,000円、同年6月から20年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月まで

私の昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録は、申請免除となっているが、私の当時の顧問税理士であった A 市の B 税理士が国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする B 税理士を特定するため、A 市内で開業する B 姓の税理士 43 人に調査を行うも、その事実を確認することはできない上、申立人は、保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、A 市の国民年金保険料検認状況一覧票には、申立期間は申請免除期間と記録されており、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人の平成16年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年3月

平成16年3月にA社を退職した後、B市保険年金課から通知書が来たので、母が同市役所2階の保険年金課に行って説明を求めるところ、国民年金保険料を払ってもらうことになっていると言われ納付した。受領書は19年12月頃まで保管していたが、もう必要ないだろうと思い母が廃棄した。保険料はきちんと納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、「平成16年4月以降に、目隠しシール貼付のはがきサイズの通知書がB市保険年金課から届いた。息子は同年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月から再び厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのに、なぜ1か月分の保険料を払わなければならないのかと思い、同市役所2階の保険年金課に行き、納付したことを見憶している。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録には、申立期間に申立人が国民年金第1号被保険者と記録された形跡は無く、申立人の国民年金の加入手続がされていないために、平成17年8月に未加入期間に関する国民年金適用勧奨関連対象者一覧表が作成されたことが確認できる。

また、申立人の母が納付したとするB市保険年金課に照会したところ、i) 目隠しシール貼付のはがきサイズの通知書は扱っていない、ii) 平成14年度から保険料の収納事務は国に一元化されており、申立期間当時、市役所では保険料を収納することができなかった、iii) 保険年金課は申立期間当時から市役所1階であると回答している。

さらに、再度、申立人の母親に、申立期間の保険料の納付時期及び場所を確

認したところ、「納付した時期は4月以降とだけしか記憶していない。C社会保険事務所（当時）で納付したかもしれない。」とも供述しており、申立期間の国民年金保険料について、その納付時期及び納付場所の記憶が定かではないことから、具体的な納付状況が確認できない。

加えて、平成14年度以降の国民年金保険料の納付書については、社会保険庁（当時）がオンライン記録に基づき作成し送付していることから、申立期間が国民年金第1号被保険者と記録されていない申立人に対し、納付書が発行されたとは考え難い。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1059

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年9月から3年3月まで

両親の記憶では、私が20歳になった時に、A市で私の国民年金の加入手続を行い、父が銀行で保険料を納付した。母も長年、国民年金に任意加入し付加保険料も納付していた。私の年金手帳では、同市からB市へ住所移転したのが、平成2年5月となっており、それ以前にA市で国民年金に加入したはずである。ところが、私の国民年金被保険者資格の取得日は3年4月1日とされ、申立期間が未加入となっており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に、A市で、その両親が国民年金の加入手続を行い、その父親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る同市の国民年金マスタークリックリストの資格履歴欄には、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが記録されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は、申立人の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成3年4月以降であり、その前の時期において、学生の国民年金への加入は任意であったため、同年4月以降に強制加入被保険者として加入した学生は、同年3月以前に遡って国民年金被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人の主張のとおり、申立人の所持する年金手帳を見ると、「平成

「2年5月1日」にA市からB市への住所移転の記載があり、戸籍の附票においても、住所を定めた日が同日付けとなっていることが確認できるが、B市からの回答では、申立人の住民票の転入の届出日は、「平成4年6月17日」であり、A市の国民年金マスタークリックリストにおいても、転出日が「H4.6.16」とされていることから、住民票の転出入の手続が平成4年6月頃になされ、年金手帳及び戸籍の附票に記載された「平成2年5月1日」の日付は、実質的に住所を移転した日が手続時に遡及して記録されたものと考えられ、国民年金手帳記号番号の払い出し当時（平成3年5月）は、A市に住民票があったため、同市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認できる。

さらに、A市の収納記録リストによると、平成3年度及び4年度の申立人の国民年金保険料が、3年度はほぼ一か月ごとに、4年度は平成4年4月30日に一括して一年分を納付されているのが確認できる上、B市の国民年金保険料収滞納一覧表によても、4年度の保険料は「定額前住所地収納」とされており、転入前の住所地（A市）で納付されたものと確認できる。

加えて、複数の読み方で氏名検索するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その父親の加入時期等についての記憶も曖昧で、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの期間、同年11月から10年3月までの期間及び11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成8年11月から9年3月まで
② 平成9年11月から10年3月まで
③ 平成11年1月

申立期間の国民年金保険料は、納付書が送られてきたので、当時のA市の窓口で全て納付したと記憶している。申立期間について未納とされていることに納得できない。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、平成8年12月2日を届出日として手帳記号番号が払い出されており、20歳の誕生日の前日である同年*月*日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが、A市の電算記録により確認できる上、当該手帳記号番号が申立人の基礎年金番号とされていることがオンライン記録及び本人が所持する年金手帳により確認でき、申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

申立期間①について、申立人は、「平成9年4月頃、初めて勤務した職場の事務担当者に国民年金保険料の納付を勧められ、自宅に届いた5か月分の納付書を持ってA市の窓口で納付したはずである。」と申し立てているところ、当該事務担当者からは、「確かに、新しく勤務された方には、年金の重要性を伝えていたが、保険料を納付されたかどうかまでは確認していない。」との証言を得ることができたが、この証言をもって申立人が保険料を納付したと判断することはできない。

申立期間②及び③について、申立人は、「自宅に納付書が送られてきたので、A市の窓口で平成11年に納付した。」と主張しているが、オンライン記録を

見ると、B社会保険事務所（当時）において、平成11年2月24日付けで申立人について未加入期間に関する国民年金適用勧奨関連対象者一覧表が作成されていることが確認でき、あわせて同年5月21日付けで申立期間②及び③に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録処理が行われたことが確認できることから、申立期間②及び③に関する国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、この時点より以前は、国民年金の被保険者資格を有しておらず、申立人に納付書が発行されることなく、加入手続後において納付書が発行されたとしても、申立期間②及び③の保険料は、過年度保険料となり、A市の窓口では納付することができず、申立人の供述内容と符合しない。

また、申立人は、「納付書が届いていたら必ず納付したはずである。」と供述しているのみで、申立人の国民年金保険料の納付方法等の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。